

## 第 3 期中期目標期間終了時の検討について

### 1 概 要

地方独立行政法人法第 30 条第 1 項により、設立団体の長は、中期目標期間の終了時までには法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、検討結果に基づき措置を行う。検討にあたっては、同条第 2 項により評価委員会から意見を聴くこととされている。

#### 地方独立行政法人法

第 30 条 設立団体の長は、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 2 中期目標期間の終了時までに行う検討及び措置の方向性（案）

#### （1）業務の継続又は組織の存続の必要性について

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成 22 年 4 月の設立以来、地域医療や高度・専門医療などの県の政策医療を効率的かつ効果的に提供するとともに、地域に必要な医療人材を養成し、また新型コロナウイルス感染症への対応等、社会的な医療対策についても公的使命を果たしてきた。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展、医療制度改革、働き方改革及び新興感染症への対応など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していく必要がある。

このことから、引き続き病院機構を存続し、業務を継続させることが適当である。

#### （2）業務及び組織全般について

上記（1）のとおり、今後、引き続き病院機構の管理・運営のもと各病院等において地域に必要な医療・介護サービスを提供するとともに、人材を養成することが適当である。

具体的には第 4 期中期目標の作成をもって、業務及び組織全般に係る検討を行うこととし、また第 4 期中期目標を病院機構に指示することをもって、所要の措置を講ずることとする。

#### ◎参考 各病院等が担っている主な役割

病院等名	主な役割
信州医療センター	地域の保健・医療・介護の拠点、感染症対策の拠点、医師の養成機関
こころの医療センター駒ヶ根	県の精神科医療の中核
阿南病院	地域の保健・医療・介護の拠点、へき地医療拠点病院
木曾病院	地域の保健・医療・介護の拠点、へき地医療拠点病院
こども病院	県の小児医療の中核、総合周産期母子医療センター
信州木曾看護専門学校	地域医療を担う看護人材の養成・輩出
本部事務局・研修センター	法人の運営、職員等の研修機関